

令和7年度静岡県サービス管理責任者等実践研修 実施要項

実施主体：静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課（委託先：社会福祉法人あしたか太陽の丘）

- ・本研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実践研修です。
- ・申込みは、法人ごとに行ってください（事業所単位の申込みはできません）。
- ・本研修の受講者は、本要項を必ずお読みください。

1 目的

「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を目指し、以下の目的に沿って本研修を実施します。

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という）の養成を図ること。

2 研修の構成

本研修は、オンデマンド（YouTubeによる動画視聴）及び会場参集により実施します。会場参集は、6つの日程に分かれて講義及び演習を行います。



3 日程及び会場

(1) オンデマンド

配信期間	講義内容
11月上旬～下旬の3週間程度を予定	<ul style="list-style-type: none">・「障害者福祉施策の最新の動向」・「サービス担当者会議におけるサビ児管の役割」・「協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組」

※ 受講確認のためのレポート等の提出があります。

(2) 会場参集による講義及び演習

日程	1日目	2日目	会場
A日程	12月18日(木)	12月19日(金)	シズウエル (静岡県総合社会福祉会館) 703会議室
B日程	12月24日(水)	12月25日(木)	
C日程	1月9日(金)	1月10日(土)	
D日程	1月15日(木)	1月16日(金)	
E日程	1月22日(木)	1月23日(金)	静岡労政会館 6階ホール
F日程	1月29日(木)	1月30日(金)	

※ 受講者が定員に満たない場合、一部日程を実施しない可能性があります。

(3) 会場所在地

名 称	所 在 地
シズウェル（静岡県総合社会福祉会館）703 会議室	静岡市葵区駿府町 1-70
静岡労政会館 6 階ホール	静岡市葵区黒金町 5-1

※ 両会場共に受講者用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください（シズウェルに隣接する静岡市民文化会館が改修工事のため、静岡市民文化会館前駐車場は現在休業中です）。

4 受講定員

530 人程度

5 研修対象者（受講要件）

本研修は、静岡県内（*1）の指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している又は今後従事する予定があり、以下のア～エのいずれかの受講区分に該当する方が対象です。

受講区分	受 講 要 件
ア	相談支援従事者初任者研修（講義部分のみを含む）及びサービス管理責任者等基礎研修（又は平成 30 年度以前のサービス管理責任者等研修）を修了後、本研修受講開始日（*2）前 5 年間に 2 年以上かつ 360 日以上の実務経験（*3）がある方。
イ	以下の 3 つの要件をすべて満たす方。 <ul style="list-style-type: none"> ● サービス管理責任者等基礎研修（又は平成 30 年度以前のサービス管理責任者等研修）の受講開始日前（*4）の時点で、配置に必要とされる実務経験年数（*3）を満たしている。 ● 相談支援従事者初任者研修（講義部分のみを含む）及びサービス管理責任者等基礎研修（又は平成 30 年度以前のサービス管理責任者等研修）を修了後、本研修受講開始日（*2）前 5 年間の間に、通算して 6 ヶ月以上かつ 10 回以上、個別支援計画作成の業務に従事している。 ● 令和 7 年 10 月 8 日（水）までに、個別支援計画作成の業務に従事することを指定権者に届け出ている。（*5）
ウ	以下のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 30 年度までに相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者等研修を修了したが、令和 5 年度までにサービス管理責任者等更新研修を修了せず、配置のための研修要件が失効した方。 ● 令和元年度にサービス管理責任者等更新研修を修了したが、令和 6 年度までに 2 回目の更新研修を修了せず、配置のための研修要件が失効した方。

* 1 : 県外の事業所に配置されている又は配置される予定の方は本研修を受講できません。

* 2 : 本研修受講開始日は令和 7 年 12 月 18 日です。

* 3 : 「別紙 1 サービス管理責任者に必要とされる実務経験」及び「別紙 2 児童発達管理責任者に必要とされる実務経験」を参照してください。

* 4 : 静岡県で受講した方は、「別紙 3 サービス管理責任者等基礎研修等受講開始日一覧」を参照してください。他都道府県で受講した方は、受講先の都道府県に確認してください。

* 5 : やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等においてサービス管理責任者として配置の届け出をされている方や、2 人目のサービス管理責任者等として配置の届け出をされている方については、改めて届け出を行う必要はありません。

6 申込方法

以下の手順1、2の順に手続きを行ってください。

申込みは法人ごとに行ってください（事業所単位の申込みはできません）。

手順1：ふじのくに電子申請サービスでの申請

準備	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録が済んでいる方 →利用者ID（メールアドレス）とパスワードをご準備ください ● 「ふじのくに電子申請サービス」を初めて利用する方 →利用者登録用のメールアドレスをご準備ください
申請方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 「ふじのくに電子申請サービス」へアクセス https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/ ② 検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等実践研修」で検索 ③（初めて利用する方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行 ④ 利用者ID（メールアドレス）、パスワードによりログイン ⑤ 必要事項を入力して申請 ⑥ 利用者IDのメールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了
申請期限	令和7年10月8日（水）17時
申請時の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講に際し配慮が必要な場合（車椅子使用、介助者が付添う等）は、申込みフォームに入力してください。 ・ 半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していない可能性がありますので、電子申請サービスの「申込内容照会」にて内容や件数を確認してください。 ・ 申込み期限までは、申込み内容の修正・取下げが可能です。



手順2：郵送による書類提出（受講区分により提出書類が異なりますのでご注意ください）

提出書類	<p>【受講区分アの方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和7年度静岡県サービス管理責任者等実践研修 提出書類チェック表 ② 令和7年度静岡県サービス管理責任者等実践研修 実務経験証明書ア（原本） ③ 相談支援従事者初任者研修の修了証書（又は受講証明書）の写し ④ サービス管理責任者等基礎研修（又はサービス管理責任者等研修）の修了証書の写し
	<p>【受講区分イの方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和7年度静岡県サービス管理責任者等実践研修 提出書類チェック表 ② 令和7年度静岡県サービス管理責任者等実践研修 実務経験証明書イ-1（原本） ③ 令和7年度静岡県サービス管理責任者等実践研修 実務経験証明書イ-2（原本） ④ 個別支援計画作成の業務に従事することについて指定権者に届け出を行った届出書の写し（やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等においてサービス管理責任者として配置の届け出をされている方や、2人目のサービス管理責任者等として配置の届け出をされている方は、その時の届出書の写し） ⑤ 相談支援従事者初任者研修の修了証書（又は受講証明書）の写し ⑥ サービス管理責任者等基礎研修（又はサービス管理責任者等研修）の修了証書の写し
	<p>【受講区分ウの方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和7年度静岡県サービス管理責任者等実践研修 提出書類チェック表 ② 相談支援従事者初任者研修の修了証書（又は受講証明書）の写し ③ サービス管理責任者等研修又は令和元年度に受講したサービス管理責任者等更新研修の修了証書の写し

提出方法	特定記録又はレターパックにて郵送してください。
提出先	〒420-8601 静岡県葵区追手町9-6 静岡県障害者政策課障害者政策班 実践研修担当 宛て
提出期限	令和7年10月10日（金）17時必着

<申込みに関する注意事項>

- ・ 手順1、2のいずれかを期限内に行わなかった場合や、内容に不備があった場合は、申込みを受け付けません。電子申請の手続きが正常に完了していない場合も、申込みを受け付けませんのでご注意ください。
- ・ 提出書類はいかなる場合も返却しません。

7 受講者の決定及び通知

- ・ 申込み内容と提出書類に基づき、静岡県障害者政策課にて選考の上、受講者を決定します。
- ・ 選考結果は、11月上旬ごろにふじのくに電子申請サービス上でお知らせします。（利用者IDのメールアドレスにご連絡します。）
- ・ 受講決定の場合は、併せて事前課題についてお知らせしますので、法人の担当者の方は受講者にご周知くださるようお願いいたします。
- ・ 申込み人数が受講定員に満たない場合であっても、「5 研修対象者（受講要件）」に該当しない方は受講できません。

8 受講費用

研修参加費及びテキスト・資料代を徴収します。

区 分	金 額	支払方法
研修参加費	36,000円	申込み時に記載した法人所在地あてに、静岡県障害者政策課から納入通知書を送付しますので、通知書記載の期限までに納付してください。
テキスト・資料代	3,500円	申込み時に記載した法人所在地あてに、あしたか太陽の丘からコンビニ払込票（インボイス対応）を送付しますので、払込票記載の期限までにお支払いください。

※ テキスト・資料は、受講者1人につき1部購入していただきます。

9 研修計画及び研修内容

「別紙4 令和7年度静岡県サービス管理責任者等実践研修日程表」のとおりです。

10 受講上の注意

- ・ オンデマンドによる研修の受講には、安定したインターネット環境とパソコン等の接続端末（スマートフォン不可）が必要となりますので、各自ご準備ください。
- ・ 受講決定者には、オンデマンド研修受講に関する同意書をご提出いただきますので、予めご承知おきください。
- ・ 受講決定後の日程変更はできません。
- ・ 受講費用は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムの全部又は一部を受講できなかった場合も返金しません。）

11 修了証書

- ・ 本研修の全課程を修了した方に、静岡県知事が発行する修了証書を交付します。
- ・ 以下の①～⑦のいずれかに該当する場合は、修了証書の交付は行いません。⑦以外の項目については、該当した時点で以降の受講を認めないこととしますのでご注意ください。
 - ① オンデマンド研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
 - ② オンデマンドによる講義動画を配信期間内に視聴しなかった場合
 - ③ 会場参集の研修において、遅刻・欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講しなかった場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除きます。ただし、遅延証明書の提出は入室を許可するものであり、修了については別途判断します。）
 - ④ 課題や提出書類について、所定の期限までに提出がない場合
 - ⑤ 提出された課題の内容に著しい不備がある場合や、指定でない様式（過年度様式等）で提出された場合
 - ⑥ 研修受講中に私語や居眠り等受講以外の行為を確認した場合や、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合
 - ⑦ 研修参加費及びテキスト・資料代を期日までに納付していない又は納付していることが確認できない場合

12 個人情報の利用目的

- ・ 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握のため、関係課及び政令市に提供します。
- ・ 申込み時に入力された個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に提供します。

13 問い合わせ先

内 容	連 絡 先 等	
研修の申込み方法、提出書類、受講決定等に関すること	静岡県障害者政策課障害者政策班 メールアドレス shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp ※ 問い合わせの際は、メールの件名を「実践研修問い合わせ」としてください。 ※ メールに、所属とお名前を明記してください。 ※ 書類の到達確認や受講不可の理由に関する問い合わせには応じられません。 ※ 募集期間中は問い合わせが集中しますので、メールでの問い合わせにご協力をお願いします。(電話番号：054-221-2352)	
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置、届出に関すること	事業所の所在地が静岡市の場合	静岡市障害者支援推進課 shougai-support@city.shizuoka.lg.jp 054-221-1098
	事業所の所在地が浜松市の場合	浜松市障害保健福祉課 syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp 053-457-2860
	事業所の所在地が上記以外の場合	静岡県福祉指導課 shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp 054-221-3772
研修内容に関すること	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 工藤、美濃部、上島 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)	

別紙 1 サービス管理責任者に必要とされる実務経験

1 該当する業務

業務の種類	業務の内容	従事する事業・施設	区分
相談支援の業務	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	・一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、その他これらに準ずる事業	A
		・児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、社会福祉法に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設	
		・障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設	
		・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設	
		・特別支援学校、その他これに準ずる機関	B
・病院、診療所			
直接支援の業務	身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務	・障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室で療養病床に係るもの、その他これらに準ずる施設	C
		・障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業	
		・病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設	
		・特例子会社、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設	
		・特別支援学校、その他これに準ずる機関	

2 必要とされる経験年数

対象者の属性		配置に必要とされる実務経験年数	相談支援従事者初任者研修（2日間課程）及びサービス管理責任者等基礎研修の受講に必要とされる実務経験年数 ※1
「社会福祉主事任用資格者等」	社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する方（社会福祉主事任用資格者）、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる方※2	A～Cを通算5年以上	A～Cを通算3年以上
	保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者	A, Cを通算5年以上	A, Cを通算3年以上
「国家資格保有者」※3		A, Bを通算5年以上 又は Cを通算8年以上	A, Bを通算3年以上 又は Cを通算6年以上
	国家資格に基づく業務に従事した期間が一定の年数以上の方	国家資格に基づく業務に従事した期間が3年以上かつA～Cを通算3年以上 (国家資格に基づく業務期間との重複可)	国家資格に基づく業務に従事した期間が1年以上かつA～Cを通算1年以上 (国家資格に基づく業務期間との重複可)
「社会福祉主事任用資格者等」、「国家資格保有者」のいずれにも該当しない者		Aを通算5年以上 又は Cを通算8年以上	Aを通算3年以上 又は Cを通算6年以上
	Aに従事した期間が1年以上の方	A, Bを通算5年以上 又は Cを通算8年以上	A, Bを通算3年以上 又は Cを通算6年以上

※1 研修の受講に必要な実務経験年数の計算においては、非常勤の場合、1年は180日以上とする。

※2 介護職員初任者研修（訪問介護員2級）以上に相当する研修の修了者を指す。

※3 「国家資格保有者」：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

別紙2 児童発達支援管理責任者に必要とされる実務経験

1 該当する業務

業務の種類	業務の内容	従事する事業・施設	区分
相談支援の業務	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	・一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業	A
		・児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、社会福祉法に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設	
		・障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センター、その他これらに準ずる施設	
		・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設	
		・学校(大学を除く)、その他これに準ずる機関	
		・居宅介護支援事業、介護予防支援事業、その他これらに準ずる事業	B
		・老人福祉施設、救護施設(生活保護法)、更生施設(生活保護法)、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設	
・病院、診療所	C		
直接支援の業務	身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務	・障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、その他これらに準ずる施設	D
		・障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、その他これらに準ずる事業	
		・病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設	
		・学校(大学を除く)、その他これに準ずる機関	E
		・老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室で療養病床に係るもの、その他これらに準ずる施設	
・老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業			
・特例子会社、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設			

2 必要とされる経験年数

対象者の属性	配置に必要とされる実務経験年数	相談支援従事者初任者研修(2日間課程)及びサービス管理責任者等基礎研修の受講に必要とされる実務経験年数 ※1	
「社会福祉主事任用資格者等」	社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する方(社会福祉主事任用資格者)、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる方※2	A～Eを通算5年以上かつ B, Eを除いた期間が通算3年以上	A～Eを通算3年以上かつ B, Eを除いた期間が通算1年以上
	保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者	A, B, D, Eを通算5年以上かつ B, Eを除いた期間が通算3年以上	A, B, D, Eを通算3年以上かつ B, Eを除いた期間が通算1年以上
「国家資格保有者」※3	A～Cを通算5年以上かつBを除いた期間が通算3年以上 又は D, Eを通算8年以上かつEを除いた期間が通算3年以上	A～Cを通算3年以上かつBを除いた期間が通算1年以上 又は D, Eを通算6年以上かつEを除いた期間が通算1年以上	
	国家資格に基づく業務に従事した期間が一定の年数以上の方	国家資格に基づく業務に従事した期間が5年以上かつ A, C, Dを通算3年以上 (国家資格に基づく業務期間との重複可)	国家資格に基づく業務に従事した期間が3年以上かつ A, C, Dを通算1年以上 (国家資格に基づく業務期間との重複可)
「社会福祉主事任用資格者等」、「国家資格保有者」のいずれにも該当しない者	A, Bを通算5年以上かつBを除いた期間が通算3年以上 又は D, Eを通算8年以上かつEを除いた期間が通算3年以上	A, Bを通算3年以上Bを除いた期間が通算1年以上 又は D, Eを通算6年以上Eを除いた期間が通算1年以上	
	Aに従事した期間が1年以上の方	A～Cを通算5年以上かつBを除いた期間が通算3年以上 又は D, Eを通算8年以上かつEを除いた期間が通算3年以上	A～Cを通算3年以上かつBを除いた期間が通算1年以上 又は D, Eを通算6年以上Eを除いた期間が通算1年以上

※1 研修の受講に必要な実務経験年数の計算においては、非常勤の場合、1年は180日以上とする。

※2 介護職員初任者研修(訪問介護員2級)以上に相当する研修の修了者を指す。

※3 「国家資格保有者」: 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

別紙3 サービス管理責任者等基礎研修等受講開始日一覧

研修名	受講年度	研修修了日 (修了証書日付)	受講開始日	備考
サービス管理責任者等研修	H26	全分野共通	平成26年11月7日	
	H27	全分野共通	平成27年11月7日	
	H28	全分野共通	平成28年11月8日	
	H29	平成29年12月以前	平成29年10月31日	
		平成30年2月以降	平成30年1月30日 又は 平成30年2月19日 又は 平成30年3月1日	不明の場合は 平成30年1月30日 としてください。
H30	全分野共通	平成30年10月30日		
サービス管理責任者等基礎研修	R元	全日程共通	令和元年9月17日 又は 令和元年10月2日	不明の場合は 令和元年9月17日 としてください。
	R2	令和2年9月25日	令和2年9月21日	
		令和2年10月2日	令和2年9月29日	
		令和2年10月9日	令和2年10月7日	
		令和2年10月16日	令和2年10月13日	
		令和2年10月23日	令和2年10月21日	
	R3	全日程共通	令和3年8月30日	
	R4	全日程共通	令和4年9月2日	
	R5	全日程共通	令和5年9月4日	
	R6	全日程共通	令和6年8月26日	

※ 他都道府県で受講した方は、受講先の都道府県にご確認ください。

別紙4 令和7年度静岡県サービス管理責任者等実践研修日程表

日程 (会場)	時間	研修内容
オンデマンド 配信	約 60 分	障害者福祉施策の最新の動向
	約 60 分	サービス担当者会議におけるサビ児管の役割
	約 60 分	協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組
1 日目	9:25 ~ 9:35	事務連絡
	9:35 ~ 9:40	オリエンテーション
	9:40 ~ 10:10	ガイダンス (研修の位置づけ、獲得目標の確認)
	10:10 ~ 12:10	【講義・演習 1】 モニタリングの方法
	13:10 ~ 17:40	【講義・演習 2】 個別支援会議の運営方法
2 日目	9:25 ~ 9:30	事務連絡
	9:30 ~ 9:40	オリエンテーション
	9:40 ~ 11:10	【講義・演習 3】 サービス提供職員への助言指導
	11:10 ~ 12:10	【講義・演習 4】 実地教育としての事例検討会の進め方
	13:10 ~ 14:10	【講義・演習 4】 実地教育としての事例検討会の進め方
	14:20 ~ 16:30	【演習 5】 サービス担当者会議と協議会の活用のおまとめ

※ 時間については変更することがあります。